

電気通信大学総合コミュニケーション科学推進機構規程

平成24年 3月27日

改正

平成26年 1月21日

平成28年 3月31日

平成30年 3月30日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則（以下「組織規則」という。）

第18条の2第2項の規定に基づき、電気通信大学総合コミュニケーション科学推進機構（以下「機構」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 機構は、電気通信大学（以下「本学」という。）が総合コミュニケーション科学の世界的拠点となるための全学的な戦略を策定し、これを実現するための本学の活動を推進することを目的とする。

(組織)

第3条 機構は、組織規則第18条の3第2項、第19条第1項及び同条第2項に定める各センターで構成する。

(機構長)

第4条 機構に機構長を置き、学長が指名する理事をもって充てる。

2 機構長は、機構の業務を総括する。

(副機構長)

第5条 機構に副機構長を置き、本学の理事又は職員のうちから学長が指名する。

2 副機構長は、機構長を補佐する。

3 副機構長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(機構会議)

第6条 機構に機構の運営に関し必要な事項を審議するため、電気通信大学総合コミュニケーション科学推進機構会議（以下「機構会議」という。）を置く。

2 機構会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 機構長

(2) 副機構長

(3) 組織規則第18条の3第2項、第19条第1項及び同条第2項に定める各センターの長のうちから学長が指名する者

(4) 機構長が指名した者 若干人

3 前項第4号に定める者の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 機構会議に議長を置き、機構長をもって充てる。

5 議長は、構成員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

6 機構会議の運営等に関し必要な事項は、機構会議が別に定める。

(総合コミュニケーション科学推進室)

第7条 機構に機構の業務を処理するため、電気通信大学総合コミュニケーション科学推進室(以下「推進室」という。)を置く。

2 推進室に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 機構に関する事務は、総務部総務課が行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、機構に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成26年2月1日から施行する。

2 この規程の施行の日の前日に現に副機構長である者の任期は、平成26年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。